

異常気象時の臨時休業と給食等の取扱いについて(お知らせ)

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は、本校教育に対しまして深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、異常気象時の臨時休業と給食等の取扱いについて次のようにお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 午前6時の時点で警報が出ていたら、当日の給食はありません。7時前に警報が解除になっても給食の用意はできませんから、午前中で下校します。昼食の用意はご家庭でお願いします。

※ 台風接近に伴い、翌日に警報発令の可能性が極めて高い場合には、翌日の午前6時を待たず、中止決定をすることがあります。

2 午前7時の時点で、「総社市」及び「総社市を含む倉敷地域」に次の警報が1つでも発令されている時は、臨時休業とします。

<暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報>

※ 発令状況は、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報によりご確認ください。「すぐーる」配信は致しません。

3 午前7時から午前8時の間に警報が発令された場合、児童の安全を考慮して臨時休業とします。

※ 児童がすでに出発及び登校している場合は、地区で相談されるなどして児童の迎えをお願いします。

4 午前8時以降に警報が発令された場合は、児童は登校していますので、学校で対応し、通常の授業を行い、給食も実施します。状況により、下校の措置をとることがあります。その場合「すぐーる」で連絡させていただきます。

5 日頃より緊急の場合を想定して、家庭内での過ごし方、昼食のとり方、「鍵」の保管場所、ご家族の方との連絡方法などについて話し合っておいてください。

《備考》

※ 警報は、市町村ごと、あるいは地域を限定して発令されることになっています。総社は倉敷地域になります。それ以外の地域に警報が発令されても臨時休業にはなりません。普通どおりの登校となります。

※ 電話回線の都合上、学校への各自のお問い合わせは、できるだけご遠慮ください。

※ 特別に連絡がない限り臨時休業の翌日は、その曜日の時間割の準備をして登校させてください。

※ 「すぐーる」の登録がまだの方は、できるだけ早めに登録をお願いします。登録方法は、「すぐーる 登録手順書」の文書をご覧ください。文書がない場合は、ご連絡ください。なお、お子さん一人につき4名まで登録が可能ですので、できるだけ多く登録をお願いします。